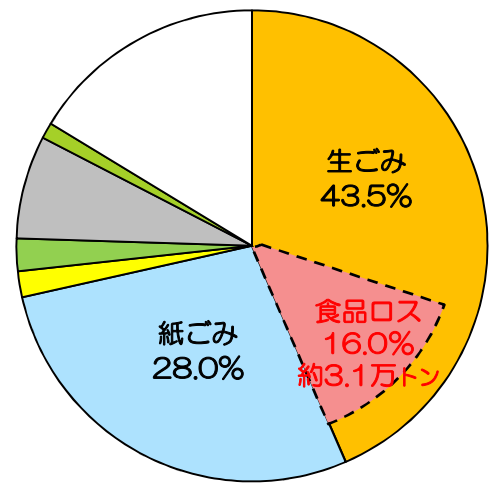


# 京都市のごみ減量の取組について



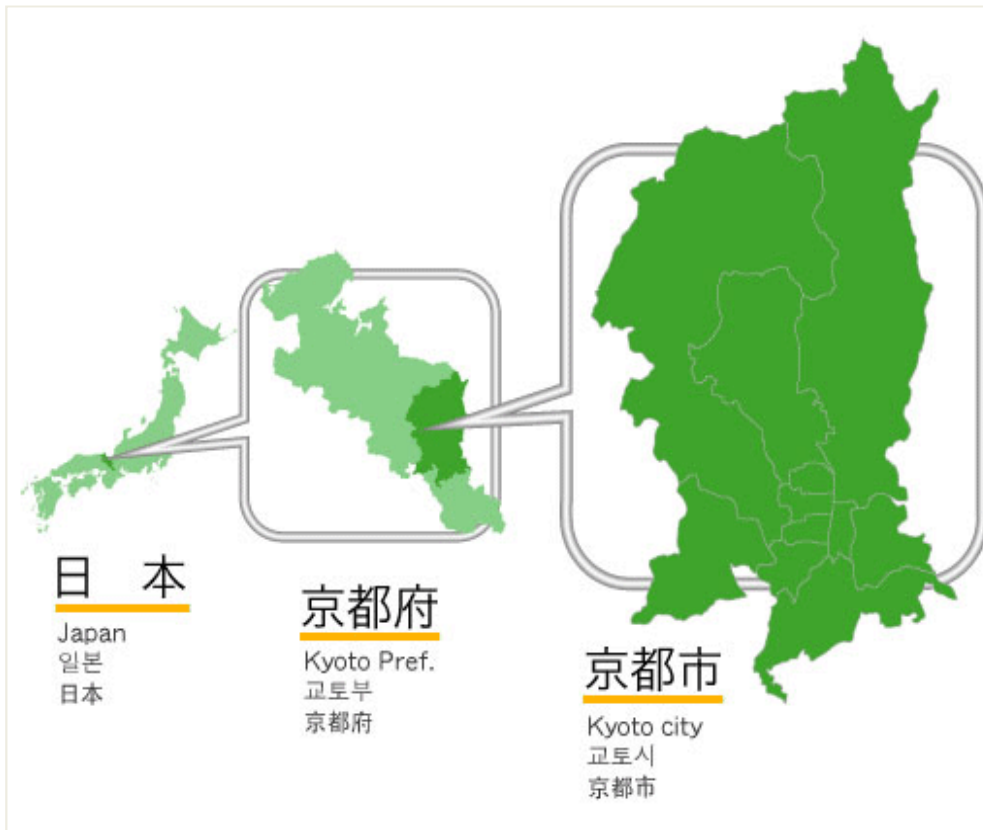
燃やすごみ（約19万トン）  
の内訳（平成27年度）



京都市環境政策局 循環型社会推進部  
ごみ減量推進課 技術担当課長 勝見 潤子

# 京都市の概要

## ■ 地 勢



人 口：146.9万人  
面 積：827.9k㎡

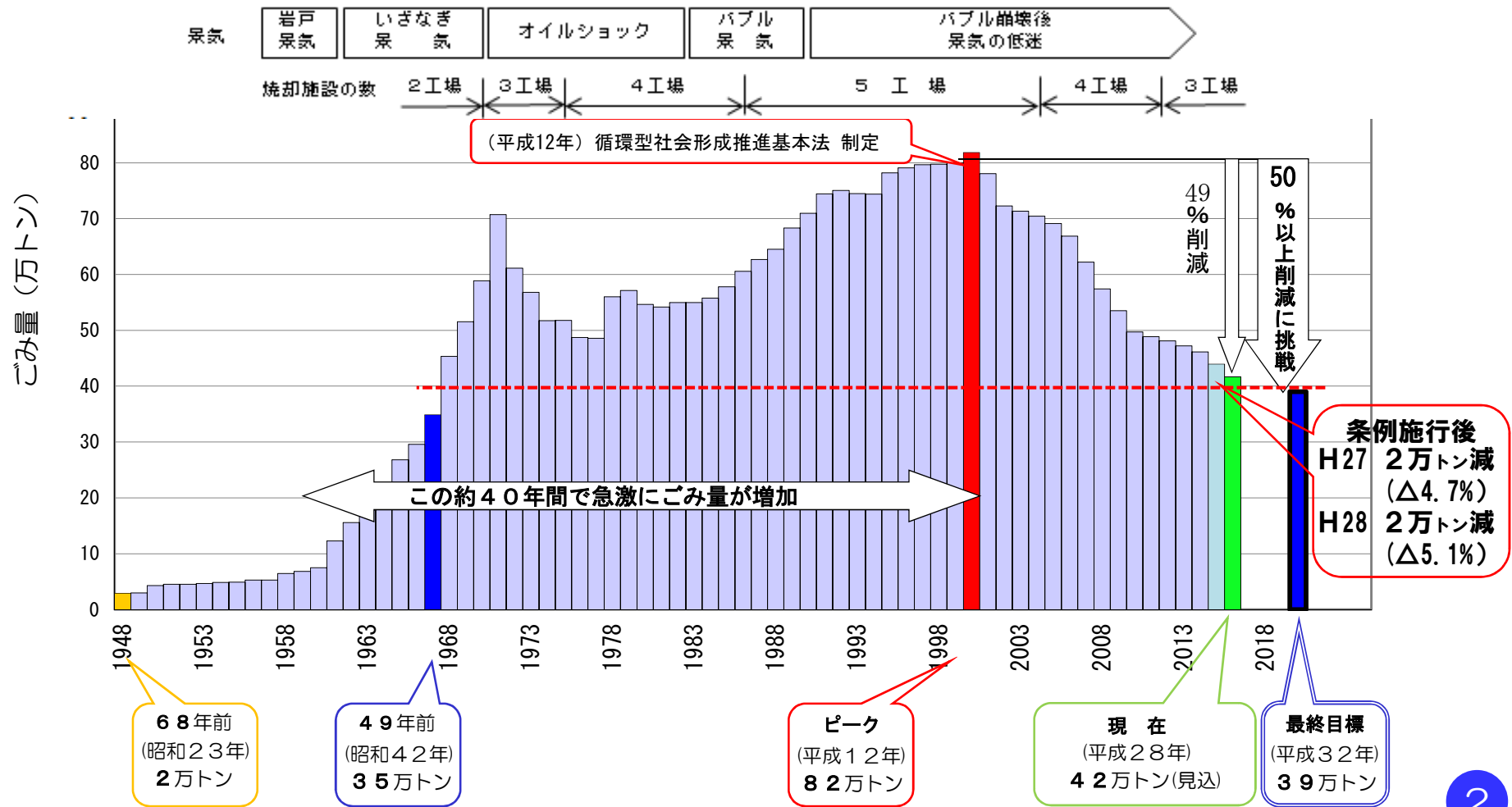
### 都市特性

歴史都市	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 国宝の約20%が京都市に集積</li><li>・ 世界遺産14社寺・城</li></ul>
観光都市	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 年間観光客数5,000万人超</li></ul>
大学のまち・学生のまち	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 38の大学・短期大学</li><li>・ 大学生の数が人口の10%相当</li></ul>
豊かな自然	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 市域の4分の3が森林</li></ul>

# 京都市のごみ量の推移

## ～ピーク時の49%削減～

- 京都市のごみ量は、市民・事業者の皆様の御理解と御協力により、ピーク時（平成12年度82万トン）から49%削減
- クリーンセンター（焼却施設）を、5工場から3工場に減らし、年間138億円のコスト削減
- 一方、将来、クリーンセンターの大規模改修の際には、2工場で処理する必要があること、また、本市唯一の最終処分場を少しでも長く活用していくために、更なるごみ減量が必要



# 京都市の主なごみ減量施策の変遷

(年号は平成)

## 家庭ごみ

- 9年10月 缶・びん・ペットボトル(混合)分別収集
- 9年10月 大型ごみ有料化
- 18年10月 家庭ごみ有料指定袋制
- 19年10月 プラスチック製容器包装分別収集
- 22年 4月 環境拠点「エコまちステーション」を各区役所・支所内に設置
- 25年 9月 有害・危険ごみ等の移動式拠点回収を本格実施
- 26年 6月 雑がみ分別・リサイクルの全市展開
- 27年10月 ごみ半減をめざす「しまつのこころ条例」により資源ごみの分別を条例で義務化
- 同 食品スーパーでのレジ袋有料化の全市展開 (床面積合計1000m<sup>2</sup>以上の事業者100%)
- 28年10月 燃やすごみの完全午前収集, せん定枝の分別・リサイクル推進モデル事業開始

## 事業ごみ

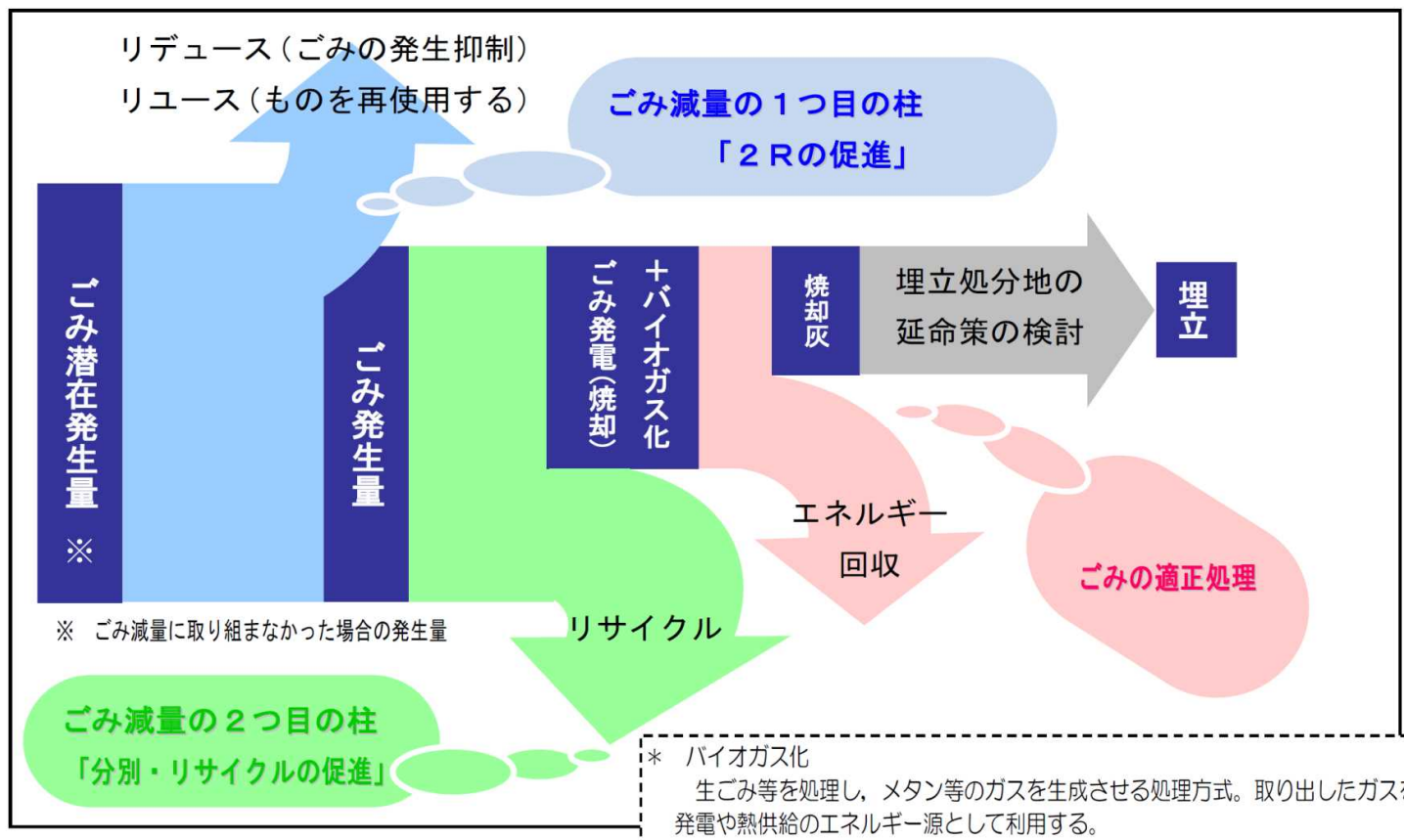
- 6年 4月 事業用大規模建築物の事業系廃棄物減量計画書の届出開始
- 21年10月 告示産廃受入停止
- 22年 4月 事業用大規模建築物への減量指導を行う環境共生センター(北部・南部)の設置
- 22年 6月 業者収集ごみの透明袋制
- 23年 4月 業者収集ごみ手数料改定 (100kgまでごとに650円→800円)
- 24年 4月 ごみ減量・3R活動優良事業所認定制度の創設
- 26年 4月 業者収集ごみ手数料改定 (100kgまでごとに800円→1,000円)
- 27年10月 ごみ半減をめざす「しまつのこころ条例」により新聞・雑誌・ダンボールの分別を義務化
- 28年 4月 ごみ半減をめざす「しまつのこころ条例」により雑がみの分別を義務化
- 同 小売・飲食・ホテル旅館・大学 事業者による2Rの取組報告開始

## 市民・事業者・行政の協働

- 8年11月 市民・事業者・行政のパートナーシップに基づき、京都市ごみ減量推進会議設立
- 19年 1月 マイバック等の持参促進及びレジ袋の削減に関する協定締結
- 22年10月 エコイベント実施要綱策定

# 「新・京都市ごみ半減プラン」における考え方

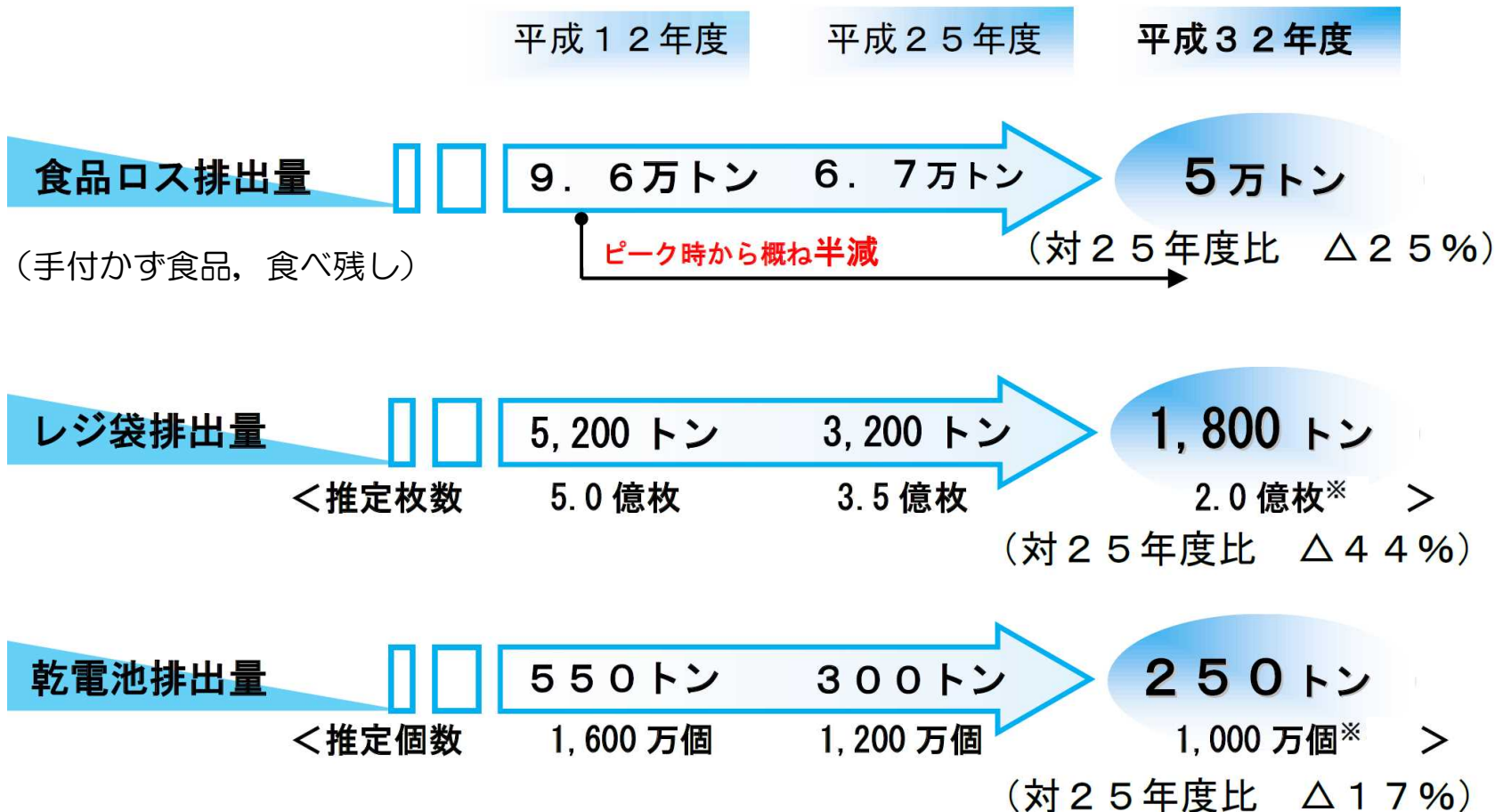
- 平成25年5月に「第三次循環型社会基本計画」が策定され、**天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減**していくためには、**2R**（リデュース(発生抑制), リユース(再使用))を推進することが基本とされた。
- 「**2Rの促進**」と「**分別・リサイクルの促進**」の2つを柱とするごみ減量施策を推進し、**資源・エネルギーの有効利用と環境負荷の低減**を図り、「しまつのこころ」や「もったいない」といった京都らしいライフスタイルとビジネススタイルの定着を図り、**持続可能な社会の実現**をめざすことを基本理念として掲げた。



# 「新・京都市ごみ半減プラン」の特徴～数値目標：食品ロス等～

「食品ロス」の削減を大きな柱と位置付け、ピーク時から概ね半減させるという削減目標を全国で初めて設定

## 2Rの促進に関する目標



※ 平成32年度のレジ袋の枚数と乾電池の個数は、平成32年度の目標トン数と平成25年度の1枚(個)当たりの重さを使用して推定

# 条例改正-愛称：ごみ半減をめざす「しまつのこころ条例」

ピーク時からの「ごみ半減」に向け、ごみ減量を加速させるため、2Rと分別・リサイクルの促進の2つを柱として、平成27年3月に、「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」を改正（平成27年10月1日施行）

## 2Rを中心とする取組

ごみ減量について、重点化すべき**6つの分野**（①ものづくり、②食、③販売と購入、④催事（イベント等）、⑤観光等、⑥大学・共同住宅等）における、**特に重要な29の取組**について、次のことを条例に掲げています。



### (1) 実施義務・努力義務

- ・ 関係事業者等の皆様に実施していただく取組（実施義務：8項目）と、実施に努めていただく取組（努力義務：21項目）を設定
- ・ 市民の皆様には、関係事業者等の皆様の実施義務8項目と「対」になる取組を、実施に努めていただく取組として設定

### (2) 報告義務

実施義務・努力義務の取組について、一定規模以上の関係事業者（**飲食、小売、旅館等及び大学**）から、**当該年度の実施計画と前年度の実施状況**を市に報告（報告された内容を市がとりまとめて公表） ～平成28年度：対象事業者数457件～

### (3) 市民モニター制度

関係事業者等（**飲食、小売、イベント主催者**）による**取組の実施状況を把握**するための市民モニター制度を創設 ～平成28年度：市民モニター44人、実施店舗・イベントの数37～

## 分別・リサイクルの取組

家庭ごみ、事業ごみともに、分別を「協力」から「義務」に引き上げています。

# 関係事業者・市民等の皆様に実施していただく取組

## ■ 関係事業者等の皆様に「実施していただく取組」（実施義務：8項目） 市民の皆様に「実施に努めていただく取組」（努力義務：8項目）

No.	取組分野	業種等	条例	取組項目 (上段：関係事業者等の皆様に実施していただく取組、 下段：市民の皆様に実施に努めていただく取組)
1	①ものづくり	製造	10条1項	環境にやさしい製品への転換促進に関する消費者向けのPRへの協力(乾電池から充電電池へ、蛍光灯からLEDへなど)
			10条3項	乾電池から充電電池、蛍光灯からLEDへの転換など環境にやさしい製品の利用
2	②食	飲食	12条1項	食べ残さない食事を促進するためのPR(小盛りメニューの紹介、本市作成のPR媒体の配架、掲示等)
			12条4項1号	食べ残さない食事の実践
3	③販売と購入 ※「②食」の観点も含む	小売	11条1項1号	ごみの少ないお買い物又は資源物の回収を消費者に促進するためのPR
			11条3項1・3号	ごみの少ないお買物の実践・資源物の回収拠点への排出
4			11条1項2号	レジ袋の要否と必要枚数の確認
			11条3項2号	マイバッグ(買い物袋)の持参、レジ袋の使用辞退
5	④催事(イベント等)	主催者	13条3項	イベントにおける資源ごみの分別回収
			13条4項	イベントにおける資源ごみの分別排出
6	⑤観光等	ホテル・旅館	14条3項	宿泊者が資源ごみを分別排出できる環境の提供又は分別排出方法の案内(宿泊者ではなく、従業員が分けることも可)
			14条4項	宿泊施設における資源ごみの分別排出
7	⑥大学・共同住宅等	大学	15条1項	学生への減量方法・分別ルールの周知・啓発
			10条3項39条等	ごみ減量の取組及び分別排出*の実施
8		集合住宅管理者	16条1項	居住者への減量方法・分別ルールの周知・啓発
			10条3項39条等	ごみ減量の取組及び分別排出*の実施

(注) この表に記載している各分野の取組と同様の効果が期待される類似の取組で義務を履行していただくこともできます。

※ 分別排出については、一部義務化されているものがあります(33ページの「2 分別・リサイクルの取組」参照)。

## ■ 関係事業者等の皆様に「実施に努めていただく取組」（努力義務：21項目）

No.	取組分野	業種等	条例	取組項目		
1	①ものづくり	製造	10条2項1号	製品の軽量化等の環境配慮ポイントのPR(包装への印字等)		
2			10条2項2号	自治体を実施する分別収集や拠点回収への排出を促すPR(電池、蛍光灯、家電等へのラベリングなど)		
3	②食	飲食	12条2項	食べ切れなかった料理の持帰りを希望される方への対応(ドギーバッグ*)等)		
4			12条3項3号	ウェットティッシュ、ペーパータオルなど使い捨て製品の使用抑制		
5			12条3項3号	使い捨て容器(食器)の使用抑制		
6	③販売と購入 ※「②食」の観点も含む	小売	11条2項1号 12条3項1号	量り売りや簡易包装、省容器包装販売の推進		
7			11条2項1号	容器包装の少ない商品のPR(商品棚への表示など)		
8			11条2項2号	レジ袋削減効果の高い、レジ袋有料化又はポイント還元(キャッシュバックも含む)の実施		
9			11条2項3号	店頭回収の実施(容器包装、家電、電池、蛍光灯等)		
10			12条3項1号	食料品の見切り販売(賞味期限の近い商品の値引き等)の実施		
11			12条3項1号	食料品の欠品理由の表示など、廃棄ロスを抑えた販売の実施についての消費者への説明		
12			12条3項2号	カフェ、コンビニエンスストア等でのマイボトル持参者への飲料のみの提供及びマイボトルの使用を促す消費者への声掛け(声掛けの代わりに案内の掲示でも可)		
13			12条3項3号	持ち帰り弁当等の購入時に、割りばしやスプーンなどが必要かどうか又は必要な数を確認する声掛け		
14			④催事(イベント等)	主催者	13条1項1号	イベントにおけるマイバッグ持参等の呼び掛け(事前告知等)
15					13条1項2号	イベントにおけるリユース食器の使用
16	⑤観光等	ホテル・旅館	14条1項	宿泊施設での使い捨てアメニティグッズの提供抑制		
17		土産物製造・小売	10条2項1号	【製造業者】同一商品の自宅用簡易包装と贈答用品の製造・供給		
18			11条2項1号	【小売業者】自宅用簡易包装商品と贈答用品の併売及び購入者へのPR		
19			14条5項	他都市での物産展における簡易包装のPR(京都のごみ減量の取組のPR)		
20	⑥大学・共同住宅等	大学	15条2項	大学における資源ごみの回収拠点の設置		
21	事業者全般		8条	事業活動における1T化によるペーパーレス化や裏面使用等による紙ごみを中心とする2Rの推進		

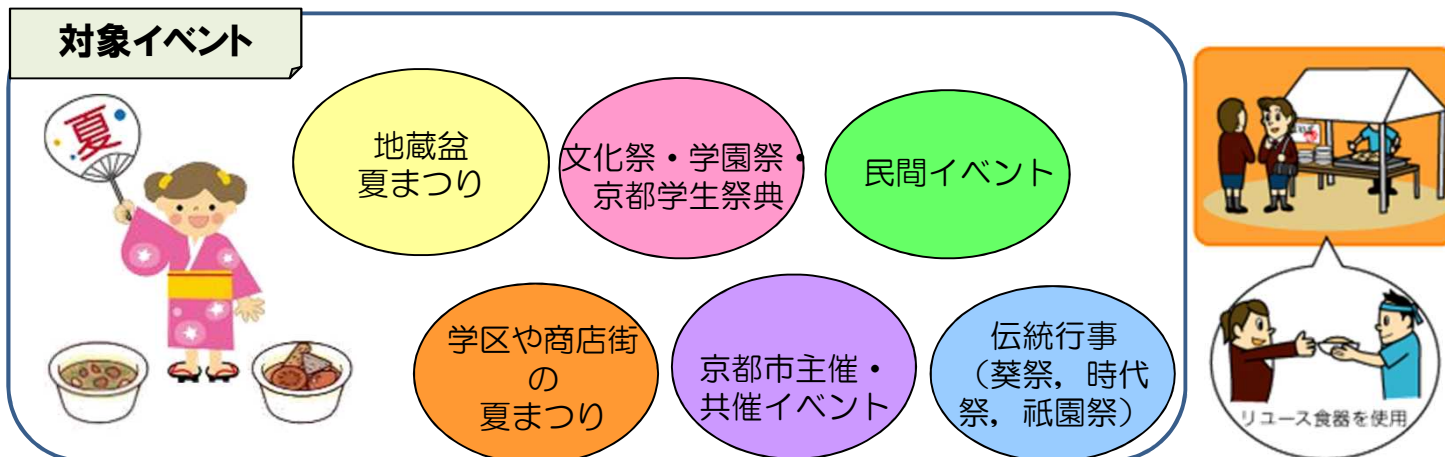
(注) この表に記載している各分野の取組と同様の効果が期待される類似の取組で義務を履行していただくこともできます。

※ ドギーバッグ  
食べ切れなかった料理を、来店者の希望により持ち帰る際に利用できる箱



# イベントのエコ化に関する取組

- 平成22年10月に、「京都市エコイベント実施要綱」を策定するとともに、平成23年度からは、リユース食器利用促進助成制度を導入するなど、イベント等のエコ化の取組を推進しています。



## <祇園祭ごみゼロ大作戦>

平成26年から祇園祭前祭において、「祇園祭ごみゼロ大作戦実行委員会」（京都市も実行委員として参画）が、露店にリユース食器を導入し、リユース食器回収及びごみの分別回収を行う「エコステーション」を運営する「祇園祭ごみゼロ大作戦」を実施。

### <28年度実績>

来場者数 : 55万人  
 リユース食器数 : 21万6千個  
 導入露店数 : 228店舗  
 ボランティア数 : 2,300人  
 ごみ減量効果 : 取組前に比べ  
**25%減**  
 (H25→H26)



# 食品ロス削減の取組① ～生ごみ3キリ運動～

- 食材を使い切る「**使いキリ**」，食べ残しをしない「**食べキリ**」，ごみとして出す前に水を切る「**水キリ**」の3つの「キリ」を推進する「**生ごみ3キリ運動**」を平成24年度から実施
- 具体的には，商業施設での店頭**キャンペーン**の実施，**生ごみスッキリ情報館**の開設，「生ごみ3キリ」を分かりやすく説明する**啓発アニメ動画・テーマソング**のインターネット配信など，啓発運動を幅広く実施

## 3キリにチャレンジ!

買い物には、マイバックを持って行ってね!

これでバッチリ! 生ごみ減量

### 使いキリ 買すぎない、買ったものは使いキリ

- ① 出かける前の冷蔵庫チェックを忘れずに
- ② 献立を考えて、使うものだけを買ったものかごへ
- ③ 野菜・果物を正しく保存，肉・魚のあまりは「小分け」して冷凍!
- ④ 冷蔵庫を整理整頓，こまめに在庫チェック。省エネ，節約効果もあって◎。



### 食べキリ もったいない!とにかく食べキリ

- ① せっかくのお料理，できるだけ残さずおいしく食べましょう
- ② 残りものは，冷蔵か冷凍保存して，忘れずに食べましょう
- ③ 残りものアレンジレシピ(べつ々の料理を作ること)も試してみてください!
- ④ 「賞味期限切れ」=「すてなきゃ」ではありません!



### 水キリ スリムに水キリ

- ① ベチャベチャで重いし，臭うし，燃えにくい!とにかく水分をカット!
- ② まずぬらさない。そしてひとしぼり。さらに乾燥!



## 食品ロス削減の取組② ～「食べ残しゼロ推進店舗」認定制度～

「生ごみ3キリ運動」を推進している飲食店や宿泊施設を、「食べ残しゼロ推進店舗」として認定する制度を平成25年度から実施（平成29年4月現在 518店舗）

### 認定条件

- ① 食材を使い切る工夫
- ② 食べ残しを出さない工夫
- ③ 宴会、冠婚葬祭での食事等における工夫
- ④ 食べ残しの持ち帰りができる工夫
- ⑤ ごみ排出時の水キリ等の工夫
- ⑥ 使い捨て商品の使用を抑える工夫
- ⑦ 食べ残しゼロに向けた啓発活動
- ⑧ 上記以外の食べ残しを減らすための工夫

2つ以上  
実践！



■ 認定された飲食店・宿泊施設では、次の3つの取組を実施



交付されたステッカー等を店舗に掲示



取組内容について、来店者・宿泊者へ積極的にPR



選択した取組を積極的に行い、生ごみ等の発生抑制を实践

京都市  
食べ残し  
ゼロ  京  
推進店舗

認定書・ステッカーを交付

## 食品ロス削減の取組③ ～30・10（サーティ・テン）運動ほか～

### 残さず食べよう！30・10（サーティ・テン）運動

- ① 注文の際に適量を注文しましょう。
- ② 乾杯後30分間は席を立たず料理を楽しみましょう。
- ③ お開き前10分間は自分の席に戻って、再度料理を楽しみましょう。
- ④ 残った料理は、できれば持ち帰りましょう。



## 2R行動ガイド『しまつのこころ得』の発行

市民や観光客の皆様に、より一層2Rに取り組んでいただくため、暮らし、宴会、観光の行動場面別にごみ減量の実践内容を取りまとめた2R行動ガイド『しまつのこころ得』（「暮(くらし)の巻」、「宴(うたげ)の巻」、「旅(たび)の巻」の3巻)を作成



宴の巻



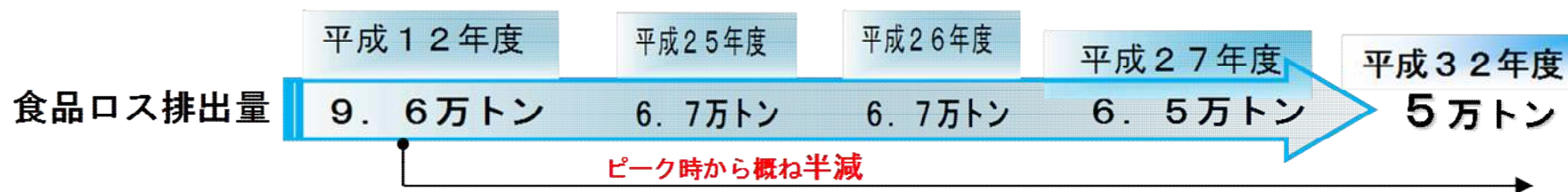
暮の巻



旅の巻

## 食品ロス削減の取組④ ～29年度の新たな取組～

<新・京都市ごみ半減プランの数値目標>



- これまでの取組の継続に加えて、今後、更なる取組が必要



### <平成29年度の新たな取組>

- ① 市内各地域の自治会等（地域コミュニティ）に呼び掛け、本市職員等による学習会「しまつのこころ楽考（がっこう）」を開催（140回程度を予定）
- ② 食品ロスが発生しにくい流通・販売を目指す調査・社会実験（小売での販売期限を延長し、返品・廃棄による食品ロスの発生を抑制）
- ③ フードバンク等民間団体における食品ロス削減の取組を支援（企業等から寄贈された食品を福祉施設等に無償提供する取組）

## 廃棄物分野における温暖化対策①（バイオマス発電）

### 清掃工場（ごみ焼却施設）の建替えに伴うバイオガス化施設の建設

バイオマスの利活用による再生可能エネルギー（バイオガス）の普及拡大を図るとともに、水分が多い生ごみを取り出してバイオガス化することで、焼却対象ごみの発熱量がアップし、焼却施設での発電量の上昇が期待でき、エネルギー回収の最大化と温室効果ガスの削減を図る

### ～南部クリーンセンター第二工場建て替え整備事業～

（建設中：平成31年度稼働予定）

これまでクリーンセンターのイメージを一新し、世界最先端の環境技術を体験でき、ごみ減量はもとより、生物多様性や再生可能エネルギーなどについても楽しく学べる環境学習拠点として整備

### バイオガス化施設の概要

- 処理能力：60 t／日  
（30 t×2系列）
- バイオガス発電：約1,000kW
- 売電によるCO<sub>2</sub>削減効果：  
約0.3万 t／年と試算



【完成イメージ図】

## 廃棄物分野における温暖化対策②（バイオマスポリエチレン）

～バイオマスポリエチレン配合有料指定袋の導入～

- 平成29年は、京都議定書が発効されて20周年という節目の年である。
- 議定書採択の都市としてCO<sub>2</sub>削減をより一層推進していくため、市民の皆様の環境意識の向上にも資する取組として、**有料指定袋に※バイオマスポリエチレンを10%配合する**ことで、市民の皆様に手間なく地球温暖化防止に貢献していただく。

※ トウモロコシやサトウキビ等、元々地上にある植物を原料として製造されたプラスチック原料をいい、燃焼時に大気中の二酸化炭素を増加させない「カーボンニュートラル」となっている。

- 試行的に製造したものを**平成29年6月以降に流通開始予定**としており、経費、品質及びCO<sub>2</sub>削減効果等を検証のうえ、**平成30年度流通分**から**全種類に10%配合して製造**する予定（今秋入札実施）

# ごみ収集福祉サービス（まごころ収集）

## まごころ収集とは

ごみを集積場所まで排出することが困難な要介護高齢者等により排出された定期収集ごみ（5種類）を，市職員が自宅に出向いて収集するサービス。

平成11年10月から一部の行政区で実施，平成20年1月から全行政区に拡大

### 1 サービスの内容

定期的に収集するごみ5種類（①燃やすごみ，②缶・びん・ペットボトル，③プラスチック製容器包装，④小型金属類・スプレー缶，⑤雑がみ）を対象に，週1回玄関先にて収集

### 2 対象要件（次の①～④を全て満たす方）

①本市に居住していること

②世帯員のいずれかが介護保険（介護予防・生活支援サービスを含む）サービス  
又は障害福祉サービスを利用し，かつホームヘルプサービスを利用していること

③本人・親族・近隣者などによるごみ出しができないこと

④65歳以上の者，身体に障害がある者，または，それらと同様の者のみで同居  
している世帯であること

### 3 利用世帯数

年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
利用世帯数	515	1,082	1,488	1,968	2,152	2,305	2,602	3,006	3,279	3,876